

【介護保険ご利用 料金表】

	サービス内容	単位数	備考
看護師等による訪問	20分未満	310単位/回 (345円)	週に1回以上20分以上利用していることと24時間体制を整えていること
	30分未満	463単位/回 (515円)	
	30分以上60分未満	814単位/回 (906円)	
	60分以上90分未満	1,117単位/回 (1,243円)	
加算額	緊急時訪問看護加算	540単位/月 (601円)	24時間対応体制の同意を得た場合
	特別管理加算Ⅰ	500単位/月 (556円)	在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテルを使用している状態の時
	特別管理加算Ⅱ	250単位/月 (278円)	在宅酸素療法指導等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態の時
	初回加算	300単位/月 (334円)	新規に訪問看護を提供した月
	退院時共同指導加算	600単位/月 (668円)	病院等に入院中に、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行いその内容を文書により提供した場合
	看護・介護職員連携強化加算	250単位/月 (278円)	訪問介護事業所と連携して痰の吸引等に対する助言等の支援をした場合
	長時間訪問看護加算	300単位/月 (334円)	人工呼吸器等を使用・装着し、特別な管理が必要なご利用者様が1時間30分以上の看護を受けた場合
	複数名訪問看護加算		
	(30分未満)	254単位/回 (283円)	同時に複数の看護師が訪問し必要な看護を行った場合
	(30分以上)	402単位/回 (447円)	
	ターミナルケア加算	2,000単位/死亡月 (2,224円)	
	早朝加算 (6時～8時)	所定単位数×25%	
	夜間加算 (18時～22時)		
	深夜加算 (22時～6時)	所定単位数×50%	
	サービス提供体制強化加算	6単位 (7円)	1回のサービスに付き加算
看護体制強化加算	新設 (一定の基準を満たした場合に算定)	300単位/月 (334円)	
負担額 (1割) の算出方法	サービス利用単位×11.12円=〇〇円 〇〇円－(〇〇円×0.9 (1円未満切り捨て))=△△円 (利用者負担額) 11.12円は横浜市・川崎市 (2級地) の地域加算		

【その他の費用】				
営業日以外 90分を超える 訪問看護	30分毎	9:00~17:30	早朝 6:00~9:00 夜間 17:30~22:00	深夜 22:00~翌朝 6:00
	平日 月~金	1,000円 (90分を超えた場合)	1,500円	2,000円
	土・日・	1,500円	2,000円	2,500円
保険以外の 訪問看護 (保険を使わ ない・使えな い 場合)	永眠時のケア		15,000円	
	自費の訪問看護・リハビリ		10分 1,000円	
	支給限度額を超えた場合		10割負担	
	交通費		通常実施地域（横浜市青葉区、都筑区、緑区、 川崎市宮前区、麻生区）以外の地域にお住いの方 ☆上記通常実地地域を超えた場合 片道概ね5km未満 200円 片道概ね5km~10km 350円 片道概ね10km以上 500円 自費の訪問看護・リハビリ時 1回 315円	
キャンセル料	定期訪問日の前日 17:30 までにステーションに連絡が無くキャンセルとなった場合 1,000円 (ただし体調急変による受診や入院は除く)			